

第2節 我が国の社会体育指導場面における 体育・スポーツ事故について

社会体育指導場面における体育・スポーツ事故については、近年特に一般社会における普及と興隆が著しく、かつその行為自体に他のスポーツ活動とは異なった危険性を常に潜在的に有している野外活動を中心に考察する。

1. 野外活動とボランティア

1) 我が国の野外活動とその指導

社会の変遷と共に変化してきた野外活動においては、その活動内容や指導者の資質もまた社会と共に変化してくる。

野外活動を専門分化していない遊びの段階のものと捉えるならば、その指導は自然そのものについてよく理解し、自然の中で楽しく生活や活動ができるような環境作りをすることにあり、指導者としてはそのような環境作りを安全にかつ楽しくできる能力を持つことが主な任務となってくる。

一方、野外活動を専門分化した活動と捉えると、指導者とは他の野外における活動ができなくても、一種類の活動について専門的な知識や技術を有しており、その活動を指導できる者となってくる。更に野外活動を専門化した活動の集合体であるとするならば、一活動だけでなく、野外における諸活動に堪能な人でこそ、有能な指導者であるということが出来る。¹⁾

以上のことから、野外活動の指導や指導者について、次のようにまとめることができる。

未発達な段階での野外活動においては、その目的・内容・対象から指導者に誰を選ぶか、どのような内容を指導するかということは全く自由であり、習いたいことを教えてくれる人から習うという形態で、指導に携わる人自身も趣味の範囲で行っている場合が多い。このレベルでの指導者というのは、教えたい人や技術のある人が報酬を期待することなしに行うため、いわゆるボランティアとして指導している場合が多い。そのため活動技術は持っていても専門的な指導技術まで修得していることは少なく、またそこまで必要とされなかった。しかし、専門化し分化したために活動も高度になっている野外活動の指導には、当然その活動に対する専門性が必要となってくる。

野外活動を活動の手段として行っているボーイスカウトやガールスカウト活動では、参加している青少年の父兄や地域のボランティアが中心となって指導を行っている。専門の職業を有給である者とするならば、ボーイスカウトの組織内では事務局職員がのみがそれに相当する。²⁾ また、子ども会活動も同様であり、地域のボランティアや父兄が中心となって指導を行っているのが現状である。

2) ボランティア野外活動指導者

アメリカ合衆国においては、野外活動の教育的効果に注目して野外教育が学校で行われるようになって50年がたち、そこで指導する者も職業として定着している。しかし野外活動の普及が始まってまだ40年である日本では、野外活動の指導を専門とする職業はまだ定着していない。そのため、指導を有志のボランティアにまかせてしまう以外に現状では他の方法がないと言える。

アメリカ合衆国においても、職業人としての野外活動指導者以外に、指導にボランティアを利用しているところもある。1979年のウィスコンシンでの調査では、1年間に23,500人以上のボランティアがキャンプにスタッフとして参加し、4,000人以上のボランティアがキャンプ関係の活動に参加している。キャンプでのボランティアの使用は金銭的なこともあるが、それ以上にボランティアによるキャンプスタッフやキャンププログラムへの影響が大きく、キャンプを刷新するという効果に期待している。³⁾ そのために、専門職の指導者にボランティアの指導者が加わることによって、野外活動がより効果的に運営されていくことになる。それはボランティアの能力や興味を考えて、キャンプ組織の中に配置され、管理されることによって評価されてくる。

野外教育が行われているアウトドアスクールでも、カウンセラーを高校2・3年生のボランティアに依存しているところもある。ワシントンカウンティの3つのアウトドアスクールでは、年間770人の高校生が、マルトノマカウンティでは、5カ所のアウトドアスクールで1,620人、ジェファーソンカウンティでは約600人の高校生が、ボランティアのリーダーとして参加している。これはアウトドアスクールとして経費の節減になるだけでなく、高校生自身にとってもプラスの面が多い。高校生にボランティアリーダーの志願者が多い要因としては、小学生時代のアウトドアスクールでの経験をカウンセラーとして再体験したい。高校の授業の一貫として単位が与えられる。カウンセラーとして選ばれることが人間的に、学業面でも優れていることの証となり、大学入学や就職の際の判断材料になる、等がある。⁴⁾

我が国の場合、野外活動を専門職とする指導者が非常に少ないのと、職業として定着していないために、ボランティアの指導者に頼ることになることは前に述べたが、その専門性について言えば、全くの素人から専門的能力を持つ者まで様々であるのが現状である。当然、今の状況と野外活動の専門化及び高度化ということを見ると、指導者養成が急務となってきた。しかし、野外活動についての指導者養成やボランティア指導者の養成は、各青少年団体や青少年施設、野外活動団体で独自に行われており、そこで養成された指導者はその団体や施設の中のみで活動しているということも事実である。しかし、専門職であれボラン

ティアであれ、また活動場面が要請された団体内や施設内に限られてるとしても、野外活動を指導するのであるから専門性は当然必要となってくる。そのためには一つの目安として、全国レベルの指導者養成や指導者資格制度が設定されることが望ましいであろう。

3) ボランティア指導者に関わる野外活動中の事故

野外活動は自然の中で行われるため、潜在する危険の可能性は高くなる。そのため、いざ事故が発生してしまった時に起きるトラブルが大きくなり、裁判にまで発展してしまう場合がある。戦後の野外活動関係の判例をみると、刑事事件および民事事件ともに学校教育活動として指導者、引率者の管理のもとで発生した事故がほとんどで、学校教育外の活動で、組織的な活動として行われた野外活動中の事故判例は非常に少ない。中でもボランティアの指導者に関わる事故については、以下のようになっている。

昭和 51 年「四ツ葉子ども会ハイキング児童水死事件」

昭和 52 年「中学生サイクリング中転倒死亡事件」

昭和 52 年「引野剣道少年団キャンプ負傷事件」

昭和 53 年「静岡県社会人体育文化協会パーティー八ヶ岳縦走遭難事件」

昭和 56 年「白石剣道少年団磯遊び児童水死事件」

以上の事件の中から、最初にボランティアで指導していた指導者が責任を問われた「四ツ葉子ども会ハイキング児童水死事件」について、その原因や注意義務のあり方について次で詳しく述べることにする。

2. 指導をめぐる事故事例の分析と検討（四ツ葉子ども会の場合）

1) 事故と裁判

昭和 51 年 8 月 1 日、三重県津市河辺町にある四ツ葉子ども会主催の夏休み行事として、近くを流れる安濃川の河原へ飯盒炊爨（はんごうすいさん）を中心とするハイキングが実施された。参加者は、小学校 1 年生から 6 年生までの子ども会会員 30 名と、子ども会 OB 中学生 6 名、育成会役員等 11 名の計 47 名であった。当日、午前 8 時 30 分頃ハイキングの目的地である河原に到着し、班別に昼食準備にとりかかった。午前 11 時頃準備を完了したが、暑さのため予定地より約 50 メートル下流の木陰に移動し、昼食をとった。昼食後、午後 1 時頃より川遊びを許可した。その最中に被害者 K 君（当時小学校 3 年生、9 歳）が、川遊びの許可された範囲を越えて、下流 15 メートルの水深 1.5～2.0 メートルの深みにはまり溺死してしまった。

(1) 裁判の経過と判決

昭和 51 年 11 月に津市警察署は、川遊びの監視体制が不十分だったとして、

育成会会長、川遊びの許可を出したT氏、K君の所属していた2班引率の役員2名の計4名が過失致死の疑いで津区検察庁に書類を送検した。

津区検察庁では、ハイキングの引率者責任について、T氏は計画を決める育成会役員を子ども会指導者として主導しており、子どもの班編成や引率体制もT氏が中心になって決めたとして、T氏をハイキングの最高責任者と判断した。更に、川遊びの許可についても、T氏は責任者として、あらかじめ川の中の状況を調べて安全な場所を選び、子どもの安全を図る義務があったのにこれを怠ったとして、昭和52年12月11日に書類送検された4名のうち、T氏のみひとりが略式起訴をする旨の内示を受け、12月17日「過失致死罪」（刑法209条）で津簡易裁判所に起訴した。

T氏は、一度は略式起訴を承諾するが、裁判上の身分上の不利益がないことを確認した上で、12月21日に略式起訴を否認し、正式裁判を受けることになった。

昭和52年12月27日に正式裁判の手続きを取ったことによって、今回の事故に対する刑事的責任を問う裁判が始まることになった。一方、この刑事訴訟の裁判の経過を見ていたK君両親は、昭和54年7月に三重県・津市・引率者全員を相手取り、総額5,000万円の損害賠償を求める民事訴訟をおこした。

①刑事訴訟

津簡易裁判所で行なわれた第一審では、昭和53年3月9日の初公判以来18回の公判が重ねられた。公判中は、検察側・弁護側の間で、

- a. 子ども会における指導者の法的位置付けについて
- b. ハイキングでの川遊びにおける指導者の注意義務責任と過失の有無について
- c. K君の死因について
- d. ボランティア指導者の起訴の是非と社会的相当性について（公訴権の濫用）

の主に4つの点に関して、証人尋問が行なわれ、検察側、弁護側双方の主張のもとに、昭和52年12月6日に判決公判が行われた。

酒井康夫裁判官は、「被告人は、子ども会運営に積極的に関与し、事実上育成会役員をも主導していた。」、「本件ハイキングにおいては、被告人が総括的な引率責任者として、児童らに対する保護監督上の直接かつ最高の責任者たる立場にあり、他の引率者はいわば被告人の補佐役たる地位にあったにすぎない。」と事実を認定し、これをもとに被告人には、

1. 予め川遊びをする場所の状況を精査して安全な場所を選定する。
2. 川遊びを許可する範囲および危険箇所を児童らに周知徹底させる。
3. 児童が安全水域から逸脱しないように、同行している育成会会員らに適切な監視を依頼する。
4. 自らも十分な監視を尽くす。

の4点について、「児童の安全を図り、もって危険の発生を未然に防止すべき注意義務があるのに、それを怠った」とした。K君の死因は、「溺死であると認めるのが相当である」とし、また、公訴権濫用の主張については、「子ども会の野外活動に奉仕する育成者らも、右活動中は、それぞれの立場で応分の責任を負担すべきことは、社会条理のうえからも当然のことであり」とし、「活動が本来、子どもの自主的活動に任されるべきものであるからといって免除されるものではない」として弁護側の主張を否定した。

以上のように判決は、検察官の論旨をほとんどそのまま取り上げたもので、罰金も求刑どおり5万円というものであった。しかし、第一審では、T氏ひとりを最高の責任者、他の引率者を被告人の補佐役たる地位とし、そしてT氏に過重な注意義務を課したことなどを含めて、弁護側は直ちに名古屋高等裁判所に控訴を提訴した。

控訴審では、昭和55年3月13日の第1回公判から約4年を要し、第一審判決で問題となった点について慎重に検討し直された。第一審でT氏ひとりを最高の責任者、他の引率者を被告人の補佐役たる地位としたことに対して、名古屋高等裁判所は、T氏の地位について、育成会総会の承認のもとに同会役員から委嘱されて指導者という地位に就いたものであるから、組織上その地位・権限・職責は、同会役員よりも上位ではあり得ずとし、今回のハイキングにおいても、子ども達を保護監督する最高責任者であったとは言い切れず、むしろ育成会会長や書記に次ぐ地位にあったと位置付けるのが相当であるとした。

そして、注意義務違反にしても、1.の場所の選定は適当であり、2.の指示の仕方についても過失はなく、水死したK君も許可された範囲を聞いていたと認められ、3.については、立場上からT氏に監視を依頼する義務はないとし、4.の自己の監視義務の存在は認めつつも、この事故との因果関係から過失を認めることはできないとした。つまり、1.2.4.については、過失の存在を否定したことになった。

また、善意のボランティアの指導者が刑事責任を問われることは違法であるとする公訴権濫用の主張については、引率者がボランティアであるとの一事でもって、直ちにすべての注意義務を免れるものではないと退けられた。

以上のように、昭和59年2月28日に逆転「無罪」の判決が言い渡された。これに対し検察側は上告せず、T氏の無罪が確定した。

②民事訴訟

昭和54年7月に起こされた民事訴訟では、ハイキングで事故死したのは、引率した育成会会員の注意義務違反と行政側の指導の怠慢が原因であるとして、水死したK君の両親が、ハイキングの引率者11名全員と三重県・津市を相手取って、総額5,000万円の損害賠償請求を行ったものである。

津地方裁判所は、三重県と津市について社会教育法の規定は具体的な法的義務を定めたものではなく、危険区域の指定・当該地におけるレクリエーション禁止措置等の作為義務の根拠となりうるものではないとした。

引率者のうちT氏に対して、子ども会の指導的立場にありながら、川遊び実施区域も明確に指示せず、かつ監視体制も不十分で十分に事故防止の注意義務を尽くしていなかったとし、子ども会育成会会長の上田氏と同会書記の薦田氏についても、子ども会運営の責任者としての立場にあり、川遊びの場所の安全性についての配慮と適切な処置をすべき注意義務があるのに怠ったとした。この3人以外の引率者については、一般に引率者として子どもの安全について配慮すべき義務はあるものの、それはあくまで抽象的な義務にとどまり、この事故当時、事故を防止するための具体的な注意義務はないとした。

更に、K君は満9才の男の子であって、川遊びに伴って生じうる危険を回避するための注意は、自分ですることが可能な年齢と認められ、当時の川の深浅の状況は容易に分かるのであるから、この事故はK君の不注意によって発生したものと認められる面もあることをしん酌すべきものとし、8割の過失相殺を認め引率者側の過失責任の割合を2割とした。

以上の津地方裁判所の判決では、引率者のうちT氏を含む3名に、計約526万円を支払うように命じ、これに対し原告・被告とも控訴せず閉廷となった。このハイキング行事に際して、四ツ葉子ども会では賠償責任保険等に加入していなかったために、三重県津市子ども会育成者連絡協議会が中心となって募金活動が行われた。当初、津市子ども会育成者連絡協議会の育成者全員と三重県子ども会連合会に協力を求め、県下各市町村の子ども会単位の募金を行い、目標額に達しない場合は地域の第三者へ募金を依頼することになっていたが、県内・県外の子ども会や多くの方の善意により、第一段階で目標額を突破できた。この募金の中から526万円は支払われ、残った募金で「安全誓いの塔」が作られた。⁵⁾

2) 裁判への発展

(1) 事故後の状況

野外活動中の事故において、指導者に刑事責任を追求されるのは、指導者に重大な過失があり、それによって死亡等の重大事故が起きた場合に限られている。⁶⁾ その責任追求の場合にも、民事責任があくまで被害者・遺族の被った損害を補てんすることがその目的で、本来は当事者間の話し合いによって解決されることを建前としている⁷⁾ のと比較して、刑事責任では、事故の原因となった指導者の過失、証拠上厳格に確定されていかなければならない。

証拠を確定していくのは、警察・検察官の手で行われるのであるが、状況によっては警察だけで最終的な判断を下し、事件を警察の段階で処理してしまうこと

が可能な場合もある。⁸⁾ また、検察庁に送検された場合においても、刑事訴訟法第 248 条により、状況によって検察官の判断で起訴しなかったり（不起訴処分）、猶予する（起訴猶予）ことができる。

刑事訴訟法第 248 条では、「犯人の性格、年齢および境遇、犯罪の軽重および情状ならびに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。」と規定されているが、起訴するかしないかの判断の際には、「犯罪後の状況」が大きく影響する。「犯罪後の状況」とは、体育・スポーツ事故では事後の処置の問題である⁹⁾ ことから、野外活動の場合もそれに準じると考えられる。そこでは、誠意をもって事後の処置にあたったかどうかが重要となってくる。具体的には、事故の補償が誠意を持ってなされたか、また、それが被害者・遺族にとって納得のいくものであったかということである。

今回の事件の場合、昭和 51 年 8 月に事故が発生し、警察による事情聴取がすぐに始まっている。そして、その年の 11 月には検察庁に書類送検されたあと、翌年昭和 52 年の 9 月まで何もなされていない。この期間において示談が成立しなかったために、検察官による事情聴取が開始された。つまり、事故に対する補償が、被害者・遺族が納得のいくものでなかったということが言えるであろう。

責任問題については、引率者 11 名全員の連帯で考えるべきだということで、個人的な解決策はとられなかったため、金銭的解決としては、スポーツ障害保険 300 万円と津市の見舞金制度の 15 万円のみで、その後補償について話が遅れていた。その上、遺族にしても、K 君が水死した時の詳しい状況について、引率者のうち誰も知らなかった事にも納得がいかない点があると思われる。

また、K 君の両親が四ツ葉子ども会育成会の会員のひとりであるということを考えれば、育成会は子ども会活動を援助していくという目的を持っており、その会員が活動中の事故に対して、指導者の責任追及を強調することは適当でないと考えられる。しかし、K 君の家が河辺町の中ではいわゆる新参者であり外来者であるという意識から、事故後、引率者と K 君の両親が対立した関係になったのではないかと考えられる。

刑事訴訟の公判が開始された後も、金銭的解決に向けて努力されたが、昭和 54 年 7 月に三重県・津市と T 氏を含めた引率者 11 名を相手取り、総額 5,000 万円の損害賠償請求が K 君の両親からなされた。この損害賠償請求の背景としては、先にも述べたが、被害者・遺族に対して十分な補償がなされてこなかったことがあげられるだろう。

三重県子ども会育成者連絡協議会では、昭和 53 年 4 月に、三重県子ども会安全会を発足させ、昭和 47 年 6 月 10 日に発足している全国子ども会安全会に会員として加入した。安全会のシステムは、会員は県子ども会安全会に加入することにより、同時に全国子ども会安全会に加入することができ、少額の負担によっ

て子ども会活動中に事故が起きた時、障害・疾病には県子ども会安全会から、後遺障害・死亡の場合は全国子ども会安全会から、見舞金が給付されるという二重構造になっている。

しかしながら、四ツ葉子ども会発足当時は、県あるいは市町村レベルの育成者連絡協議会や全国組織は、仲間作りや未組織地区の解消に精一杯で、安全教育の徹底にまで手が回らない状況であった。そのため、四ツ葉子ども会としてはスポーツ障害保険と津市が行なっている見舞金制度のみに頼るしかなかったのが現状であった。もし、四ツ葉子ども会が三重県子ども会安全会に加入し、十分な補償制度の上に活動が展開されていたとすれば、この様な訴訟問題も起きなかったかも知れない。

(2) 社会的背景

体育・スポーツ活動には、そのスポーツ種目自体が本質的な危険を含んでおり、そのスポーツに参加するものの中で加害行為があったとしても、それはスポーツそのものに不可避的な事である¹⁰⁾と考えられる。たとえば、コンタクトスポーツにおいて、対人スポーツである柔道・剣道・空手・相撲・ボクシングなどでは相手に対する直接的攻撃自体がスポーツそのものであり、集団スポーツのラグビーやアメリカンフットボールなどでは、相手への攻撃や身体接触こそがスポーツになっている。このように、ほとんどのスポーツに多かれ少なかれ危険が含まれているのであるから、それを承知の上でスポーツを行ない、事故が起きた場合、他人に責任を追求することはせず、自分自身の過失か不可抗力であるとして考えるのが一般的であった。

このことに関して、自然の中で自然を利用して行なわれる野外活動にも、同様のことが言えるものと考えられる。自然の中で行なわれるということからすれば、グラウンドやコートのような管理されたエリア内で行なうスポーツと比べて、野外活動にはより大きな危険の要素が内在していると考えられる。この様な野外活動で事故が起きた場合でも、責任を他人に追求し、損害賠償請求をおこした例は少なかったし、また法的問題にもなじみの薄かったものであった。

しかし近年、国民の訴訟に対する抵抗感が減少し、事故などに対して当然の権利として責任追求すること、また、損害賠償請求を行なうことが一般化してきている。そして、事故によって被害を受けた者が救済されるのは、福祉国家として当然の理念であるとして、国民一般に認識化されてきている。¹¹⁾

本件においても事故後、遺族が絶えず「子どもを返せ」と要求したり、最後まで強く裁判を希望していたことは、このことのあらわれではないか。

最後に、子ども会活動は、育成会全体の連帯感や協力意識のもとに支えられるべきことは明らかである。しかし、今日社会の中では、一部の親のみが子ども会活動に熱心で、育成会会員全体で活動をバックアップしているケースは少ない。

子ども会活動が自主的な活動である以上、そこへ援助することになっている育成会も、一丸となって子ども達を見ていかなければいけないだろう。当然、自分達の地域社会の問題を、地域全体として考えていくことができないといけない。それができないとなれば、地域の連帯感を乱すことになってしまうからである。四ツ葉子ども会の場合にも、事故後の被害者遺族と引率者の関係、そして引率者11名の関係が、連帯感に基づいた強い信頼関係で結ばれていれば、事故後の成り行きも変わっていたであろうと思われる。

3) 裁判における問題点と安全対策

(1) 裁判が残した問題

① ボランティア指導者の責任の有無と資格

裁判の中でも争点のひとつとなっているのが、ボランティア指導者の法的責任の有無についての問題である。この点について控訴審判決においては、「子ども会活動におけるボランティアの社会的意義をいかに高く評価しても、引率者がボランティアであるとの一事をもって直ちにすべての注意義務を免れるものではないことは言うまでもなく・・・」とされた。もし、このように法的責任が以後も求められるとするならば、ボランティア活動中の事故に際して、指導者の責任が問われる場合には、ボランティアあるいはボランティア活動がどう言うものなのか、よく理解された上で取り扱われる必要がある。

特にボランティアとは素人ではなく、また単に無償の奉仕者でもないという考えの上に立って、自分の持つ能力を自発的に提供すること、そして、それが人のためになり、ひいては活動による満足感・充実感が自分に戻ってくる。このような活動を行なう人をボランティアだとする考えが必要になってくる。

裁判の中では、T氏が持っている「保母」という公的資格が、そのまま子ども会指導者という私的な資格の基礎資格であるかのようにとらえられた。しかし、保母が主として指導している領域と、子ども会指導者が子ども会活動として野外で指導している領域とは異なっているし、それぞれの資格の取得認定基準も違っている。また、子ども会指導者という資格に対して、裁判ではあくまで資格制度を有した専門職と見ていたことも問題となるであろう。これらは、子ども会活動における指導者が、どういう組織で、どういう立場にあり、どのような活動を行っているのか、明確に理解されていないことの反映だと考えられる。逆にこのことは、子ども会として指導者の養成と共に、資格基準を徹底させる必要があることをも示している。

実際には、昭和50年に全国子ども会連合会より「子ども会指導者研修基準」という冊子が出版されており、その中では子ども会の指導者として、総括的指導者、集団指導者、ジュニアリーダーをあげており、集団指導者は青年および成人

の民間有志指導者（ボランティア）として子ども会の指導にあたるもの、総括的指導者は集団指導者の課程を終了し引き続き活動に携わる者としている。また、ジュニアリーダーは中学3年生から高校3年生までで、リーダーとして子ども会に携わる者となっている。しかし、今回の事故の場合、時期的に全国子ども会連合会としても、子ども会の組織化、普及に力を入れていた最中で、指導者制度は四ツ葉子ども会にまで浸透していなかったと考えられる。

このようなボランティア指導者の責任を考えていく上で、保母や公民館職員等公的な資格をもった者が子ども会のような私的な活動の指導者となった場合と、何の資格も持たない者が指導者となった場合とでは、私的集団の活動中においては公的な資格について責任を問われることはなく、その資格は問題とはならない。しかしながら、公的な資格を持っていようが持っていまいが、ボランティアが指導する野外活動中の事故において、最近の社会情勢の中では、民事責任あるいは刑事責任が問われると考えなければならないだろう。

②責任としての注意義務の内容

控訴審判決において、川遊びにおける指導者の注意義務として以下の4点が示されている。

1. 予め川遊びをする場所の状況をよく調べて安全な場所を選定する注意義務
2. 川遊びの範囲および危険箇所を児童らに周知徹底させることなどの注意義務
3. 児童が安全水域から逸脱しないように同行している育成会会員らに適切な監視を依頼する注意義務
4. 自ら指定した川遊びの範囲内の河原や溪谷で遊ぶ児童らに対してはもちろん、その範囲外に出て遊ぶ児童もあり得る事を予測して、視認し得る限り、児童らの動静に対して常に注意を払って事故の発生を未然に防止すべき注意義務

今回のT氏のようなボランティアの場合、3.の注意義務はないとしている。これは第一審ではT氏をハイキングの最高責任者としていたのが、控訴審では会長・書記等の役員に次ぐ役職と考えられたからであろう。

注意義務の内容とは、危険を予見する義務と危険を回避する義務の2つであるが、今回の事故の場合、危険を予見する義務として1.と2.が、危険を回避する義務として4.と、どちらの注意義務についても違反はなかったとされている。しかし、ここで問題となるのは4.の「・・・視認視得る限り・・・」の言葉である。判決の中で使われているこの言葉が、どの程度の内容を示すのか考えられる必要があるだろう。ただ見えるだけでは、木陰に居て自分の視野に入っている子どもだけをみているだけだし、子ども一人ひとりの性格や特性を理解した上であの子はどこに居るか認識しながら見ているのか、様々なレベルが存在する。

指導者として、野外活動の効果を高めながら指導を進めるためには、活動に潜

在する危険をコントロールする安全管理が大切であることは述べてきたが、この観点で言うならば指導者自身でできる限り後者の立場で子どもを見るように、努力すべきであろう。

一方、前述の資格の件とも関連するが、ボランティアの指導者が刑事責任を問われた場合、責任の内容を専門職とみて「業務上過失致死罪」となるのか、一般の人と同程度と見て「過失致死罪」となるのか問題になる。現状では、国が法的に与えているボランティアに対する資格はなく、今回裁判では「過失致死罪」と通常の人相当の注意義務違反だとして起訴している。

しかし、野外活動指導者がいくらボランティアであるからと言っても、実際の指導には専門性が要求されていることから、注意義務の程度は当然、その専門性に伴って通常の人よりは高度の内容が必要となるだろう。この「過失致死罪」として起訴した点には、ボランティアを“善意無償の素人の奉仕者”と見ていたからではないかと言える。従って、いくらボランティアであるとは言っても、野外活動指導者としての注意義務の内容は、安全能力をも含めた子どもの総合的な能力を知り、その能力に適したプログラムを作成し、場所を選定し、日時を決定する等のことまで含める必要があるものと考えられる。

③子どもの委託に関する親権者の責任

裁判では、「K君は平素から親の言うことを聞かない子で、親もこのことを気にしていた」、「集団の規律に従えない性格であった」ことについて第一審においても弁護側が主張したことであり、証人尋問においても「虫取り等の遊びの際、身体の危険に無頓着であった」、「午前中の飯盒炊さんの際にも二度ほど姿が見えなくなり、二班の引率責任者である育成会役員から「単独行動はしないよう、よそへ行く時には私に言ってくれ」と注意を受けている。」となっている。

これらの主張を事故の発生という点と、民事訴訟において8割の過失相殺があった点とをあわせて考えれば、K君が生まれてから事故までの9年間の親の子どもに対する責任が問題となってくる。つまり、子どもに対する親の教育のあり方である。

今回の事故に関して言えば、K君の性格的特性、中でも集団に従えない等のことについて、K君の親から引率者へそのことを知らせておく必要があったのではないかということである。また、以上のことと共に、親の方でもこの子なら預けられる、参加させられるという、子どもに対して自信が持てなければならぬのではないか。このような親の責任としては、子どもを預ける時の注意義務と、子どもの安全能力に対する注意義務が考えられるだろう。

子どもの委託をめぐる事件としては、この子ども会裁判と前後して、昭和58年2月に津地方裁判所で判決があった「幼児水死隣人訴訟判決」、いわゆる「隣人訴訟事件」がある。事件の概要は、主婦Aが買い物に出かける際に、近所の主

婦Bに子どもを預けていった。最初、Aの子ども（3才）Bの子ども（3才）が一緒に遊んでいたが、Aの子どものみが「泳ぐ」と言ってため池に入り溺死した。そこでAがBに対し損害賠償を求めて、裁判を起こしたものである。

判決は、国、県、業者の管理過失責任を退け、当事者間の過失割合を原告7割、被告3割とし、被告夫妻に526万円の支払いを命じるというものであった。隣人訴訟判決で過失が認められた原告7割の責任とは、3才の幼児に対する日頃の監護教育、具体的には「このため池に対する接し方」、「水に対する接し方」など、親が子どもの発達段階に応じて、自分で自分の身体を安全にしていける力をつけさせていくことを意味している。また、被告側の3割の責任とは、子どもを委託した時に移った「幼児を監督する親の一般の立場での注意義務」について判断がなされたものである。

一般に、親は子どもに対して監護教育権¹²⁾を持つことになっている。監護教育権とは、「親権者または後見人が、未成年の子どもを一人前の社会人となるように保護監督し、教育を受けさせる権利義務のこと」¹³⁾となっており、隣人訴訟事件の原告側の責任である安全能力をつけさせていくことも、監護教育権の一部と考えられる。幼児の場合、これは「しつけ」というかたちで行われる。また、子どもを預ける場合には、当然この監護教育権の一部も、委任・委託することになるわけである。そのため、子どもを委託中に事故が発生した場合、その責任となると様々な要因が関与してくることになる。

まず、その要因の一つとしての子どもの年齢については、子ども自身の責任能力について、判例においては11才8カ月から認められた事例もある。¹⁴⁾ アメリカの場合は、11才まで保護者の責任を重視しているという。¹⁵⁾ つまり、12才からその責任能力を認めていることになる。今回事件の民事裁判の判決では、当時9才のK君に8割の過失相殺を認めている。以上により、小学校高学年から責任能力を持つことが認められる傾向があるといえる。このことは、逆に子どもの責任能力の程度により、つまり子どもの発達段階によって年齢が上がるにつれて、子どもを委託された第三者の責任の程度は軽減されていくことになる。

その他の要因としては、子供をめぐっての責任のあり方である。その程度は、1)親と第三者との関係、2)第三者と子どもとの関係、によって変化してくる。たとえば、1)については、委託する際に子どもについての情報がどの程度伝えられたか、2)については、第三者がどの程度子どもについて知っているのか、ということが重要なポイントとなってくる。

学校の教師のように、一年中子どもと接している指導者であれば、その子どもについて知る機会は数多くあるが、子ども会のような活動のボランティアの指導者の場合には、活動回数も少なく、子どもと一緒に過ごす時間も短いため、子どもについての情報を親から直接得るしかない。このように第三者が、子どものこ

とをよく知っていれば、親が第三者に伝える情報は少なくてよいだろうし、また、親も第三者に情報を伝えるために、子どものことをよく知っておくことが必要となってくる。

(2) 事故防止対策からみたハイキング

① 文部省による事故防止対策

昭和30年より、文部省による事故防止についての通達が、野外活動の普及に伴う事故の増加と共に出されてきている。その中でも昭和34、35、40年に出されている「水泳、登山の事故防止について」、昭和30年の「児童生徒の水泳に関する事故防止について」、昭和38年「水泳、登山の事故防止について」、昭和53年「水泳等の事故防止について」の通達から、今回の事件の原因を考察していく。

上記の6件の通達では、野外活動の具体例として、水泳、登山、キャンプ、サイクリング、野外旅行の5つの活動があげられている。しかし、今回のハイキングは、午前中飯盒炊さん、午後川遊びと、歩くこととなっており、移動することよりは河原での活動に重点が置かれているため、内容によって5つの活動うち「水泳」と「キャンプ」の事故防止の留意点が関連している。

文部省の事故防止対策の留意点をまとめたものから、今回のハイキングを見ていくと、事前段階として「場所の選定と事前調査」、「班編成」、「引率者・指導員の選定と役割」、「計画の連絡」、「非常時の対策」（以上水泳についてから）、「計画立案」、「健康診断」、「準備会」（以上キャンプについてから）の8項目が、実施段階としての「統制のある行動」、「健康状態」、「水泳区域の調査と標示」、「監視」、「人員の掌握」、「注意」（以上水泳についてから）、「非常時」（キャンプについてから）の7項目が、終了段階として「連絡」（水泳についてから）の項目が、それぞれ関係しているのがわかる。

② 事前段階

ハイキングが育成会で承認された際に、育成会役員会に一任されたため、場所の下見、選定、準備については、育成会役員に任せられた。事前調査は、ハイキング実施2カ月前に役員によって行われており、その際には集合場所から現地までの距離、飯盒炊さんを行う予定の河原の状態、ならびに川遊びに利用する川の様子を見てきている。また当日の天候を考えて、予定した河原の下流にも木陰のできる場所があり、その周辺の川の様子も見てきている。河原には、かまどの跡もあって飯盒炊さんも可能であり、河原の前の川は芸濃中学校の水泳指定地にもなっていた。しかし、川遊びを予定していた場所については、実際に水に入っただけの調査はなされなかった。

班編成は保護者同伴ではなく、子どもだけの参加を考えていたので、参加を希望する子どもだけが集まり、役員を中心に学年男女が片寄らないように4つの班

に編成した。そして各班にリボンを配り、誰がどこの班か識別できるように配慮が行われた。班編成にあわせて、引率者も決めた。引率には育成会役員があたることになっていたが、人数が足りないため育成会役員から3名を依頼し、各班2～4名が担当することになった。11名の引率者のうち会長を総責任者とし、T氏を連絡係として会長の下位に位置付けたが、一応班も担当することになっていた。その他は、当日の移動時の役割分担が決められていたのみで、各引率者は班の引率さえすればよく、具体的には係は決められていなかった。引率については、引率関係者への文書の中で、「子ども達の自主性にまかせる中での応援指導の範囲で、育成者の方には安全対策も含めた引率をお願いしました」と言われているだけで、具体的な内容は示されていない。

計画準備が始まって直ぐに「参加募集」の文書が配布され、その後に参加者およびその家庭に「育成会連絡」、「子ども会・育成会連絡」の3通の連絡文書が配布された。内容としては、当日のプログラム、持ち物、諸注意、参加者氏名、班編成等と、ハイキングについての全体がわかるものとなっている。

非常時の対策としては、救急薬品が準備され、現場近くの病院として岩崎病院の電話番号が調べられていた。それ以外は、誰がどこへ連絡に行くとかの係分担はなく、警察等への実施連絡はなされていない。救助法については、引率者のひとりが施行できた。

ハイキングのプログラムは、計画を一任された育成会役員会によって決められた。昨年度が保護者同伴のバス旅行であったため、子ども達からの希望もあり、子どもだけで運営可能なハイキングが立案された。希望を募った段階で小学1年生から6年生までと学年幅があったので、午前中を飯盒炊さん、午後に30分程度の川遊びの後、コーラスを行い帰宅するという、時間的には余裕のあるものだった。しかし、参加募集の段階で集団生活・集団行動への参加の許可を保護者から得ているとは言え、立案の際に小学校低学年であれば集団に従えない子どもも出てくることであるとか、参加者ひとりひとりについて、どんな性格なのかということ、指導者として把握していたのか、また、子どもひとりひとりを知るような配慮をしていたかという点で問題が残るだろう。

ハイキングの準備については、文書の配布と共に、準備会が持たれており、各班ごとの打ち合わせも行われている。ハイキング前日朝のラジオ体操終了後には、班別のリボンが配布され、最終的な班での打ち合わせが行われた。

③実施段階

ハイキング当日、現地に到着して飯盒炊さんにとりかかるまでは、全員緊張のためか班ごとに活動していたようである。飯盒炊さんは、班ごとに活動が進められ、班の中でも役割分担をしていたが、子どもの中には河原を抜け出し、昆虫採りに道路上の林まで行く者も居た。また、各班にひとつ鍋を用意したが、そのう

ち一つが使用できなかつたため合同でカレー作りを行うことになった。そして食事の準備が終わる頃には、快晴で日陰もなく、その上火を扱っていたこともあり、日射病、熱射病の危惧から木陰のある河原へ移動した。

以上のような経過から、食事終了時には班ごとのまとまりはなくなっていたようである。食後の後片付けは各班で行ったものの、川遊びの許可が出される頃には、子ども達は思い思いの場所で遊んでいたようである。この状態のままで、ひとりの指導者が全体に向けて川遊びを告げたわけだが、裁判でも言われたように、参加者全員が川遊びの許可を聞いたかどうか問題であろう。

ハイキング中の健康状態は、ひとりの子どもがバスに酔いやすいということから、引率者の車で現地に向かったことと、昼食場所が日射病・熱射病の防止を考えて木陰のある河原に移動したこと以外では、事故後の処置にも問題はないと考えられる。

川遊び区域の調査と標示では、監視・注意の項目と関連して、裁判でも問題にされた。当初川遊びは、飯盒炊さんを行っていた河原の前の区域で行うことになっていたが、昼食時には下流の木陰に移動しており、その木陰のある河原の前の区域で川遊びは行われている。この日は何日もの晴天続きで、事前調査の時よりも水量は少なかった。移動した河原の前の区域において、川遊びを許可する前に実際に水に入って水底の状況等の調査はしていない。そして、川遊びの区域決定は、ひとりの引率者によってなされた。また、その伝達には、班という小集団があり、子ども達が喧噪な状態であるにもかかわらず、境界に「旗」「ブイ」「ロープ」などを使用せず、目印となる岩を指さしただけで区域を告げ、注意としても「石は苔が生えているから注意しなさい」と言ったのみである。これで果たして、子ども達全員が川遊びの区域を理解したかどうか疑問が残る。

監視者としては、子ども36人に引率者11人であるから、単純に3対1と計算はできる。しかし、境界となるそれぞれの岩の場所に引率者は配置されず、木陰を中心に思い思いに監視していたのが現状だった。引率者の中には、許可区域から出た子どもに対して注意した者もいたが、木陰からは許可した範囲しか見えず、境界を抜け出た子どもまで監視できる状態ではなかった。また、誰がどこを監視するということも決められていなかったために、川遊びを許可された区域を中心に全体に監視できる者もいなかった。

④終了段階

事故発生後の処置と連絡であるが、安東小学校、津市子ども会連合会、三重県子ども会連合会へは直ぐに事故報告があったが、その上部組織である全国子ども会連合会への連絡は、起訴のあとであり、事故発生から1年半が過ぎてからとなっていた。

(3) 事故の原因

今回の事故の原因は、裁判ではハイキングの川遊びを実施する際の指導者の注意義務違反に求められているが、実際には、事前に準備したことが実施の場面で効果的に機能しなかったことが大きな原因だと言える。

事前準備において、学年等に配慮しながら縦割りの班編成を行い、1班の人数も8人から10人であった。また、班ごとに識別のためにリボンを付け、事前の打ち合わせも班ごとに行っている。しかし、実際にはこの班が当日の活動の中では食事作りのみに機能しただけで、その後は、子ども達36人の集団がバラバラに活動する状態が続いた。

引率者については、担当班が決まっている以上、もっと班に付き添って責任を持つ必要があったのではないかと思われる。たとえば、川遊びのプログラムで、許可および許可範囲を伝える時にも、班ごとに引率者が子ども達を集めて行えば、周知徹底されるだろうし、班の中でもお互いに注意し合う場面も出てきたことだろう。この原因のひとつには、指導にあっていた人達が、専門的な知識・能力を持っていなかったということが言える。子ども会の指導はボランティアによって行われているが、四ツ葉子ども会では、安東小学校PTAの地区委員が育成会役員となり、その役員が中心となって子ども会活動を指導している。子どもの父兄が育成会会員になるのであるが、昭和51年度の地区委員が直ぐに決まらなかったように、自主的に子ども会を指導していこうと役員になる人は少ない。このような中で児童相談所に努めていたT氏は、他の父兄と比較して子ども集団の扱いに慣れており、指導者として期待されたのも事実であろう。しかし、T氏自身、野外活動の指導の経験もなく、専門的な講習会等も受講していないことも事実であった。

このように、子ども会の指導にあたるボランティアには専門性が乏しい場合が多く、その専門性も形ばかり、つまり知識ばかり知っているだけで、中味が少ないようなものであれば、いくら形式は真似ても機能させることはできない。これが、今回の事故の原因になっていると言える。

また、引率者側の問題として、引率者の組織にも問題があったと指摘できる。引率には役員他に3人の育成会員が加わっているが、飯盒炊さんのプログラムの時のような役割分担が川遊びの場面でも必要であったのではなかったか。また、川遊びの許可範囲を決める際にも、下見を行った者が何人か居るのであるから、川遊びの場所として適さないと考えたならば許可が出される前に、引率者の中で話し合う必要もあったであろう。また、それ以上に、班担当として班の子どもについてもっと責任を持つべきではなかったかと考える。

3. 事故・裁判の影響

今回の裁判で、野外活動の指導をしていたボランティア指導者が、事故の責任を追及され、民事訴訟で有罪、また刑事訴訟で無罪となったことにより、直接の活動団体である子ども会と言うまでもなく、あるいは指導の大部分をボランティアに頼らざるを得ない野外活動団体に対して、また、ボランティア個人に対しても様々な影響を与えた。

1) 野外活動の指導場面に対する影響

(1) 野外活動の安全管理

① 野外活動と危険

通常、人間が生活していく上で、何らかの危険が必ず潜在していると言える。そのため人は人工的にその危険をコントロールしようとするが、そのコントロールにも危険は存在し得る。つまり100%の安全ということは望めない。このように生活の中には、危険があふれていると言える。それが自然の中では、生活環境以上に危険性が潜在していると言える。豊かな自然環境の中で自然を利用して行われる諸活動である以上、野外活動にも同様に危険は存在している。

そこで、野外活動から危険を全て取り除いてしまうと、野外活動の本質である冒険への欲求や新しい体験への欲求は生まれてこなくなり、本来の野外活動の効果や親しみは、失われてしまう。そのため、野外活動を行うにあたっては、この潜在している危険をコントロールし、安全に対して万全の処置をとることが必要となってくる。

多くの危険が存在している中で、安全への配慮が不十分なままで、冒険や新しい体験を追求すれば、当然事故が発生する可能性が高くなっていくのであり、安全への配慮が完璧に近づけば近づく程、野外活動の効果も高まり、事故の可能性も減少していく。

以上のことから、野外活動を指導する場合には、活動の持つ危険をコントロールすることが大切なこととなる。そのために活動の内容を理解し、活動に必要な技術・知識を習得すると共に、活動の指導にあたって危険を予見する能力、危険を回避する能力、事故が発生した時のための事故対処能力など、これらの能力が高ければ高いほど望ましいことであり、言い換えれば、一定水準以上の諸能力が不可欠となってくる。

しかし冒険性に主体を置いた活動を実施する場合、たとえ指導者が安全に対して万全の処置を行ったとしても、それが被指導者(参加者)にわかってしまえば、参加者の野外活動への欲求は減少し、その活動は冒険ではなくなってしまうこともある。野外活動は参加者にとって冒険であったとしても、指導者にとってはあくまで安全を確信できる活動でないといけな。そのためには、参加者が気付かないような形での安全な環境を作っておく必要がある。

②野外活動と安全

最近まで、野外活動の安全管理と言えば、事前あるいは活動中の事故防止対策や、事故が発生した時の救急処置、補償制度に重点が置かれていたと思われる。しかし、安全管理としてはより広い意味として考えられるべきで、安全の能力を日常の活動を通して身に付けていくことまで含めて考える必要がある。

特に野外活動では、冒険に挑戦しながら積極的に危険を克服することによって、安全の能力を身に付けることができるため、指導者は参加者が自分の力で安全を確保できるように、配慮していかないといけない。

また、野外活動の指導者は、安全について危険予見能力や危険回避能力、事故発生時の救急処置などを知識として持っているだけでなく、日頃からそれら能力を高めておくと共に、万一の時に発揮できるよう研鑽しておく必要がある。安全については、その後行政・各団体から出された単行本・冊子・パンフレット等によって、普及が図られた。昭和 58 年には行政から 23 件、団体からは 29 件が出ている¹⁶⁾。これは、四ツ葉子ども会事件の民事訴訟の判決が出された年とも一致している。

③野外活動と補償制度

野外活動中に発生した事故の被害者を補償する制度としては、傷害・賠償責任保険による補填、安全会等の見舞金の給付、何らかの公的補償の 3 つが考えられる。¹⁷⁾ これらのうち見舞金制度は、昭和 41 年の日本海洋少年団の「海洋少年団助成金」が最初で、後に子ども会の安全制度が発足した。

保険制度では、まず傷害保険が開始された後、今回の裁判で指導者の責任が問われたことによって、賠償責任保険が追加されたところが多い。最初の保険は、昭和 45 年のスポーツ安全協会の「スポーツ安全協会傷害保険」で、後にガールスカウト、ボーイスカウトから傷害保険、賠償責任保険が出された。また、スポーツ安全協会も、昭和 55 年には「スポーツ賠償責任保険」をスタートさせている。

保険の中では他に、ボランティア活動を対象にした「ボランティア保険」が、全国社会福祉協議会より昭和 52 年に出された。対象となる活動には、民間で行われる野外活動も含まれており、日本キャンプ協会では、独自の保険制度を持たないで、このボランティア保険を利用している。補償制度の 3 つ目として、何らかの公的補償としたが、具体的には市町村で取り扱っている見舞金制度、ならびに保険料の全額、あるいは何割かを市町村で受け持っている保険制度がある。

昭和 59 年に文部省が行った「社会教育活動に係る保険制度及び見舞金制度に関する調査」の結果¹⁸⁾では、行政が行う見舞金制度は他の補償制度より先行する形で開始されており、昭和 45 年から 49 年にかけて発足が集中している。また昭和 53 年には、今回の裁判の影響を受けて再び増えている。そこでは賠償責

任保険、傷害・賠償責任の複合保険が昭和54年以降増えており、58年には急増している。

保険の内容としては、施設の責任、職員の責任に対する保険がほとんどであったが、ボランティア活動中の指導者の賠償責任を対象とした保険が、昭和57年に小平市で、昭和58年に東久留米市でスタートし、全国的に注目された。その後、各地で同様の保険が発足し始めた。これらの保険は、民間の活動中の事故に際して、行政側の保険でてん補しようというもので、中には活動内容を指定している保険もある。しかし、ボランティアの活動つまり民間の活動に行政が介入することになるため、その保険の対象となる活動を行っている団体や指導者の能力・指導の内容に対し、基準を要求してくることが考えられる。そうなれば、活動や指導は画一化されて、果てには活動・団体の統制にまで繋がっていく可能性が出てくる。野外活動の振興を考えた安全管理の点からは、このような状況は避けられるべきであり、あくまでも、ボランティア指導者の立場に立った保険でないといけなないと考えられる。

このように補償制度が確立されつつある中で、野外活動の指導者には活動ならびにその指導にあたって、保険に加入し万一に備えることが可能になってきている。保険への加入が直接事故防止に役立つわけではないが、万一事故が発生した時に、指導者として医療・損害賠償にかかる金銭的な補償について安心感を持つことができる。また、保険に加入することによって万一の備えができていることは、実際の活動において不安をなくし、活動の活性化をすすめる意味でも効果があるだろう。そのため、野外活動の指導者は、保険に加入する時には、加入する保険の種類と共に、保険の対象と内容、万一事故が発生した場合の手続、連絡の方法について、十分知っておく必要がある。

(2) ボランティア野外活動指導者の責任

ボランティアとしての指導者を考える場合、あくまで自主的に指導を行っている人であることが大切である。自主的に指導を行う人であるから、その対象は全くの素人からかなり専門的な能力を持った人まで、野外活動の専門性から見ても、かなり幅の広い層となってくる。

ここで、野外活動中の事故における指導者の法的責任を見ると、野外活動が学校管理下で行われていて、引率者に注意義務違反が認められた場合、事故の責任は引率者あるいはその引率者を採用した学校設置者になる。一方、ボランティア指導者の注意義務違反で事故が起きた場合、活動が未組織で行われていたとすれば、責任は全て指導していたボランティアとなる。しかし、活動が子ども会のように組織化されて行われていれば、責任はその指導者あるいは指導にそのボランティアを選んだ組織となる。今回の四ツ葉子ども会事件の民事訴訟においても、子ども会育成会員を指導していた田村氏に責任があるとされたことからわか

ることである。

ボランティア指導者の野外活動指導における注意義務の程度を考えるならば、ボランティア指導者の対象が広いことと同様に、程度にも差が出てくるだろう。全くの素人のボランティアの指導者の場合、要求される注意義務はいくら指導者といっても、通常一般の人が持っている注意義務のレベルである。しかし、野外活動について専門的な能力を持つボランティア指導者の場合には、その人の持つ能力と同レベルの能力を持つ人を基準とするため、全くの素人のボランティア指導者の注意義務の程度より高いレベルが要求されることになる。このように同じボランティア指導者と言っても、要求される注意義務の程度は全く異なるものであるため、ボランティア指導者の注意義務として統一されたものはない。もし、野外活動の専門的な能力を示すひとつの目安として、その能力について何らかの公的な資格があれば、ボランティア指導者の注意義務について詳しく見ることができるであろう。

次に野外活動の指導ということでは、その職域がわが国ではまだ社会的に定着していないため、野外活動指導の専門家は非常に少ない。しかし、野外活動人口の急増と共に指導者が必要になってきている一方、専門の指導者が少ないため、素人から専門的な能力を持つ者まで様々なボランティアに頼る以外に方法はないのが現状である。

野外活動の指導には専門的な能力が必要であることはすでに述べたが、ボランティア指導者が事故を起こした時の責任は、当然通常の人よりは野外活動の専門性が加わったものとなっている。内容としては、危険予見義務責任と危険回避義務責任が問われる。予見義務の内容には、野外活動および野外活動指導の特性を知り、そこに潜在する危険を予見することだけでなく、参加者が幼少年の場合は、参加者の年齢から参加者の持っている安全能力までも考慮する必要が出てくる。このようなボランティアの指導者が、野外活動の指導を効果的に安全に行っていくためには、ボランティア指導者の質および量（人材ストック）を高めておくことが、ひとつの方法だと考えられる。

ボランティア野外活動指導者の質を高めることについては、自分自身で日頃から野外活動の専門的な能力を身に付けていく方法と、講習会、研修会による方法とがある。講習会、研修会によって野外活動の専門的な能力を高めていくときには、ただ参加するというのではなく、まずボランティア指導者自身が、自分の能力のレベルがどの程度なのかを自覚した上で、どのレベルのどのような内容の講習会・研修会に参加するかを決める必要がある。ボランティア指導者である以上、自分の力が発揮できる分野を少しでも増やそう、能力を高めようとする姿勢が大切である。当然、講習会・研修会を開催する側としても、ボランティア指導の実態を知り、ニーズに適したものを取り入れていかないといけない。例としては、

全くの素人のボランティアを対象とするのか、ある程度専門的な能力を持ったボランティアを対象とするのか。また、救急法の講習会なのか、補償についての研修会であるのか等である。

一方、ボランティア野外活動指導者の量、つまり指導者の人数を多くしていく方法は、野外活動の指導を組織として行う場合には、そのボランティア指導者の数を増やすことにより、それぞれが持っている能力が発揮できるように、組織の中で役割分担を行うというものである。ボランティア指導者の数を増やして組織を大きくすることによって、野外活動の指導者として人材の選択の幅が大きく広がることにもなってくる。このためには、人材バンクのようなボランティア指導者一覧表を作製したり、ボランティアを老人から主婦まで含めたものにする、一層の効果が期待できるだろう。また事故が発生した時の責任は、組織が選択したボランティア野外活動指導者であるため、指導者本人あるいはその組織が請け負うことになる。そのため、組織としては指導者および組織そのものの育成を考えていかないといけない。このようにボランティア野外活動指導者の質および量を高めていくことは、それぞれが別々に行われるのではなく、2つの方法が同時に進められることが望ましい。

組織的な活動を展開する野外活動の指導者であっても、ボランティアとしてはあくまで自主性が重視されないといけないため、野外活動指導者としての責任は少しでも軽くされる必要がある。そのひとつの方法としては、補償制度がある。野外活動の安全管理でも述べたように、野外活動指導者として万一に備えて保険に加入しておく必要がある。特にボランティア指導者の場合、行政サイドのボランティア賠償責任保険が全国各地で発足してきており、これを利用することは有効な手段であろう。

我が国における野外活動の普及と振興は、その大部分をボランティア指導者に頼ってきているが、野外活動の振興のためには、それがボランティアであってもまた専門家であっても、野外活動の専門的な能力を持った指導者によって指導が行われていく必要があるだろう。一例としてアメリカ合衆国においては、野外活動としての指導の専門家の下で、ボランティアの指導者が、自分の持つ能力を発揮できる場面で、野外活動の指導に携わっている。これら野外活動の指導にボランティアを利用する理由としては、ボランティアは野外活動の指導に対して報酬を期待しないため、金銭的にキャンプ支出の節約になることもさることながら、常勤のキャンプスタッフの中にボランティアが組み込まれることにより、スタッフあるいはプログラムに新鮮さを賦与し、活力が増強してくるという効果があるからとされている。これらを例として、今後わが国においても、効果的にボランティア指導者を野外活動の指導の中に位置付け、かつ生かしていく必要があるものと言える。

(3) 社会体育指導者制度

文部省では、社会体育や社会スポーツ場面で活躍できる、より専門性を持った指導者を養成する意味から、社会体育指導者の知識・技能審査事業の認定を平成元年1月より始めている。

指導者の区分としては、各種目ごとの指導者として「地域スポーツ指導者」、「競技力向上指導者」、「商業スポーツ施設における指導者」、また各種目に横断的な指導者として「スポーツプログラマー」、「レクリエーションに関する指導者」及び「少年スポーツ指導者」となっている。地域スポーツ指導者、競技力向上指導者、商業スポーツ施設における指導者は、それぞれ初級、中級、上級と区分されており、初級の基礎資格としては満20歳以上、中級は初級取得後概ね3年、上級は中級取得後概ね5年となっている。

地域スポーツ指導者は、特定の種目について地域のスポーツクラブやスポーツ教室において指導でき、地域のスポーツクラブなどの地域スポーツ組織の結成から運営まで指導助言できる指導者をめざしている。今までボランティアの指導者として活動していた領域を中心として、平成6年10月までに29種目について指導者養成を行う団体が認定されている。これらの種目の中に、今までボランティアの指導者に依存していたといわれてきた野外活動関連の種目にはスキー、ヨット、山岳、スクーバダイビング、カヌーが含まれている。

この中で各種目の団体は、安全管理や危機管理について指導者養成のカリキュラムの中に位置付けて取り扱っている。その内容は、社会体育指導者の認定事業の地域スポーツ指導員のカリキュラムの中の共通科目「スポーツ医学」の内容としてあげられている「スポーツと臨床医学的基礎」「スポーツ傷害とその基礎」「スポーツと救急処置と実際」「スポーツマンの健康管理」「スポーツと理学的処置」に該当するところで、各種目の持つ特異性や潜在している危険性に応じたものとなっている。

しかし野外活動場面における安全管理としての観点からは不備な点も多く、これら社会体育指導者制度における野外活動指導者分野については現在その準備と検討が進んでおり、今後新たに指導者資格の設置が実現すると思われる。

< 引用文献 >

- 1) 長谷川純三、野外活動指導者の現状と問題点、*体育の科学*、25-6、1975、pp.360~363.
- 2) ボーイスカウト日本連盟、*日本連盟規定集*、1982、p.7.
- 3) Henderson, Karla、Using Volunteer、*Camping Magazine*、56-2、1983、pp.14~16.
- 4) 飯田稔、アメリカにおける森林の教育的利用に関する調査研究、*国土緑化推進機構*、1991、pp.34~35.
- 5) 津市子ども会育成者連絡協議会、「津市子ども会だより」27、1984.
- 6) 竹谷和之、「野外活動における事故と法的責任に関する研究」*筑波大学大学院体育研究科*、昭和57年度修士論文、p.25.
- 7) 伊藤堯、「*体育法学の課題*」*道和書院*、1982、p.67.
- 8) 伊藤堯、前掲書、p.80.
- 9) 伊藤堯、前掲書、p.88.
- 10) 伊藤堯、前掲書、p.65.
- 11) 伊藤堯、前掲書、pp.65~66.
- 12) 民法第820条、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」
- 13) 藤木英雄等編、「*法律学小辞典*」、有斐閣、1972、p.113.
- 14) 諏訪伸夫、*学校教育と教育の注意義務*、*現代教育経営*、1、1979、pp.100~107.
- 15) 飯田稔、「*冒険キャンプと安全対策*」「*子どもの冒険と安全*」、ボランティア問題研究会、1984、pp.20~30.
- 16) 文部省社会教育局青少年教育課、「*青少年活動における安全確保・事故防止対策の現況—資料編—*」、1985、pp.14~65.
- 17) 田中治彦、「*青少年活動の安全に関する一考察*」「*子どもの冒険と安全*」、ボランティア問題研究会、1984、pp.5~13.
- 18) 文部省社会教育局青少年教育課、「*青少年教育活動における安全確保・事故防止対策の現況—保険制度及び見舞金制度編—*」、1985.